

事務連絡
令和2年1月22日

登録基幹技能者講習実施機関 各位

国土交通省 土地・建設産業局
建設市場整備課長 小笠原 憲一

登録基幹技能者に対するキャリアアップカード交付の取扱について

平素より、登録基幹技能者制度の推進を始め、建設行政に対して特段のご理解、ご支援を賜りまして誠にありがとうございます。また、それぞれのお立場で、建設業の発展にご尽力いただいておりますことに改めて御礼申し上げます。

建設技能者の能力評価制度については、建設技能者一人ひとりの技能や経験を正しく評価し、技能や経験に応じた処遇を確保することを目的としており、貴団体に対しては、今年度中に能力評価基準を策定し、国土交通省に対して申請手続を行うよう要請してきたところです。現時点において既に11職種の能力評価基準を認定したところであり、まだ認定を受けていない職種においても、早期に申請手続を進めるよう改めてお願いしているところです。

さて、能力評価制度の運用にあたって、現在、登録基幹技能者に対しては、建設キャリアアップシステムの技能者登録を行った場合、一般財団法人建設業振興基金よりゴールドカードの交付を受けるとともに、能力評価制度においてレベル4の評価を受けた者として取り扱うこととしています。

この取扱については、能力評価基準が策定されるまでの間、特例的に行われてきたところではありますが、能力評価基準の策定以降にゴールドカード（レベル4）の交付を受けるためには、登録基幹技能者であっても各職種の評価基準に基づき能力評価を受ける必要があります、その場合は登録基幹技能者の資格に加え、レベル2・3の資格も保有していることが必要となります。

すなわち、来年度以降は、登録基幹技能者が建設キャリアアップシステムへの技能者登録の申請を行った場合には、一旦はホワイトカード（レベル1）の交付を受け、その上でゴールドカード（レベル4）へのカード更新を希望する場合には、別途、能力評価の申請手続（評価手数料・カード更新手数料が必要）を行う必要があります。

貴団体においては、上記の取扱に十分ご留意の上、登録基幹技能者に対して個別に周知する等の措置を通じて、早期に建設キャリアアップシステムへの技能者登録を行うよう周知徹底にご協力をお願いいたします。



【お問合せ先】

国土交通省 土地・建設産業局
建設市場整備課 労働資材対策室
企画専門官 藤 本
係 長 栗 原
TEL 03-5253-8283
FAX 03-5253-1555